

平成22年度 事業評価検討書集

資料の内容

事業評価実施の方針'10

社協事業評価検討報告（総括）

総合相談機能の発揮 p1

必要とされる社会福祉分野別の生活支援システムづくり p2

市民活動・当事者活動の応援 p3

専門職集団としての事務局強化 p4

事業評価検討項目進行管理表(計画実施1年次) 77事業99項目 (p5 ~ p12)

社会福祉法人 神栖市社会福祉協議会

神栖市社協事業評価実施の方針'10

【1. 目的】

半期が経過した時点で本会事業を「第3次地域福祉活動計画」に照らし、組織としての点検評価を行い、全職員が社協の機能、グループの役割、担当職員としての取り組み姿勢を確認する。

この作業を通じて、後期取り組みの確認、次年度以降の事業の方向性を示し、予算編成に役立てる。また、住民・他機関・行政等との協働の実態や本組織の課題を抽出し、対応策を検討する作業を通じて、神栖市における社会福祉協議会の役割を再構築することを目的とする。

【2. 評価の種類・対象】

事業評価

- ・原則として現在の社協事業全てにおいて、個別に評価する。
- ・評価結果は<別紙1「事業評価検討項目進行管理表」>にまとめる。

基本項目・重点項目総括評価

- ・事業評価をもとに、第3次地域福祉活動計画の根幹である基本項目・重点項目を評価する。

【3. 評価の実施体制】

事業担当者及び各グループの役割（1次評価）

- ・事業の企画・実施に当たる担当者が、個別の事業ごとに客観的評価（事業評価）を行う。
- ・担当者評価を各グループ内でも評価・検討する。グループとしての課題の確認、解決方法、役割分担等を明らかにし、共通理解を図る。（グループ内評価）

係長会議（業務調整会議）の役割（事前2次評価）

- ・各グループ係長及び支所長による事前2次評価は、グループを越えた事業の共通理解、社協課題の把握、対応策(案)の検討の場・中間評価の場と位置づける。
- ・事業評価結果を取りまとめるとともに、第3次地域福祉活動計画の進行管理を行う。

企画調整会議の役割（2次評価）

- ・常務理事を含めた係長以上の職員による、最終的な2次評価を行い、社協としての課題整理、対応の決定、今後の事業の方向性を示す。事務局による最終中間評価の場と位置づける。
- ・最終評価結果を取りまとめ、地域福祉活動計画進行管理委員会、理事会に提出する。

【4. 評価の方式】

本年度目標達成度《目標以上・目標通り・目標以下》

地域福祉推進上の必要性《増大・不変・減少》

効率性《改善された・問題なし・問題有り》

広報の実施《十分・不十分・必要なし》

総合評価《積極的实施・着実实施・要見直し・停滞》

次年度方針《積極的实施・着実实施・見直し・廃止もしくは休止》

平成 22 年度 社協事業評価検討報告（総括）

総合相談機能の発揮

主たる担当部署：まちづくりグループ（地域ケア・権利擁護センター）

相談情報基地機能（総合相談機能）や他業種・他機関への応援や協働等の発揮により、本市における社協活動の価値を高める取り組みを活動計画に掲げている。

特に総合相談に関して、地域ケアシステム、障害者の相談、成年後見制度や日常生活自立支援事業の相談、生活相談など、社会福祉士資格を取得している職員による構成で、いずれの職員も相談対応できる体制でスタートした。

しかし折からの不況が長期的なものとなり、実際に市民から寄せられる相談は生活困窮に関する相談が半数以上にのぼり、茨城県社協が実施主体である生活福祉資金の貸付相談（平成 21 年 10 月に制度改正し対象が拡大）神栖社協独自の緊急生活支援事業（生活困窮世帯への現物貸付）の対応や精神保健分野を中心とした障害者相談の対応に始終する状況が続いている。

そのため、前期間に地域ケア・権利擁護センターが相談業務以外に推し進めるべき人材バンクシステムの構築を始め、障害領域ごとの深みのある取り組みや、コミュニティソーシャルワーカーとしての取り組みに至れない状況が続いた。

したがって後期は、相談ニーズの最も高い生活困窮世帯の相談援助を実施する機関間のネットワーク会議の準備を進め、相談者が適切な機関につながる関係づくりを構築する。

また、これらの相談に対応できる事務局体制として、総務グループの有資格者も生活相談に一体的に多人数で応じられるよう、その対応について共通理解を図る機会を早急に設定する。

二次評価において拡充または方向転換が検討された事項

-1.4 精神保健相談（着実実施）

- ・神栖本所同様に波崎支所でも精神保健福祉士による相談体制がとれるよう、職員の資格取得を推奨していく。

-1.6 ことばと発達の相談室（着実実施）

- ・前期に新規利用者が 8 名増で今後も増加の傾向。空きのある波崎の午前枠も活用しながら、今後の利用者増に向けて、新規に言語聴覚士との契約を検討するなど、後期に準備を進める。

必要とされる社会福祉分野別の生活支援システムづくり

主たる担当部署：まちづくりグループ（地域ケア・権利擁護センター）
在宅福祉サービスグループ

精神障害者の地域生活支援における医療機関が詳しく把握する情報と、家庭での暮らしを安定し継続させていくための、利用可能な社会サービスや家庭環境など、再発防止に向けた家族及び専門機関、専門職種による情報の共有場面を定着化できはじめている。

知的障害者の地域生活支援では、特に余暇活動・友だちづくり支援を進めるにあたって障害理解の研修会・勉強会等を後期で準備を進めていく。

発達障害児の支援は、支援者を核とした支援機関間の連絡会議を発足し、引き続き援助者向けの支援活動を中心に展開する。後期はこれまでの発達障害児療育者研修終了者を対象としたフォローアップ研修の企画を通じて、修了者のネットワークづくりを応援する。

権利擁護に関する取り組みは、判断力が不十分または欠けた状態にある人に支援で関わる関係者の制度理解に向けた各種社会サービス理解講座、勉強会等を後期に企画し、対人援助機関のトータルな権利擁護意識の向上を目指す。

在宅福祉サービスの提供に関しては、社会資源が充足するまでのミニマムサービスとしての居宅介護支援、ヘルパーサービスの提供、デイサービスについては指定管理の期間、安全配慮、善管注意義務を果たす適正な運営に努める。

二次評価において拡充または方向転換が検討された事項

-1.4 -1.5 精神保健デイケア「神栖地区・波崎地区」(着実実施)

・利用にあたり服薬管理がされていて状態が安定していることが条件であるが、通所後の病状の変化によってはグループ活動に適さないケースも想定される。安全かつ安定したサービス提供ができるよう関係機関との連携を強化し、見直しを図っていく必要がある。

-2.1 (新)養護学校児童・生徒の放課後支援事業の受託運営(着実実施)

・事業の新規受託から半年が経過し、一日の利用者数も増えてきたが、更なる安全配慮義務を果たすことを最優先として、支援員の研修の機会を確保し知識や技術の向上に努める。また学校や家庭との連携を図るとともに、保護者、関係機関との情報交換等を通じ今後のよりよい事業運営を目指していく。

-4.1 生活福祉資金貸付事業の適正運営(着実実施)

・前期で29件の申請。前年度(年間26件)より2.2倍増。相談増に対応すべく事務局内での対応力の強化が必須。チャート・必要書類リストを作成し、事務局内での共通理解を図る。

-5.3 緊急訪問入浴事業(停滞)

・訪問入浴サービスは民間事業者による供給体制充実などから、制度に該当しない方を対象として5年実施。単一の入浴サービスよりも送迎、食事、入浴サービスを受けられるデイサービスへ利用ニーズが変化したこともあり、本事業は本年度末を区切りとして廃止としたい。

-7.3 福祉関係団体の自主運営の側面的支援(要見直し)

・シニアクラブ連合会、身障協は事業数が多く、また会員の高齢化も進んでおり、社協の事務の側面的支援及び行事運営のサポートの必要が増加している。福祉団体長会議で意見交換しながら、社協は各団体の自立運営にむけて事務支援を継続する。

市民活動・当事者活動の応援

主たる担当部署：まちづくりグループ（地域ケア・権利擁護センター）
まちづくりグループ（ボランティアセンター）

既存の市民団体やボランティア団体との連携は、交流サロンを拠点とし「福祉増進」のパートナーとして側面的支援を継続。ボランティア登録団体は全体的に高齢化し、活動の縮小や活動停止等の傾向が見られる。また、ういるかみす事業やファミリーサポート事業の協力ボランティア数は減少していることから、次年度より市民が参加しやすいボランティア講座のテーマを設定し、新しい人材発掘・育成を積極的に推進する。

ふれ愛フェスティバルは、ボランティア同士の交流、市民が福祉やボランティアにふれあう場の提供、社協のPRを目的とし20年間にわたりボランティアの協力を得て開催してきたが、近年は8月開催は他のイベントと重複したり、厳しい暑さ等、また参加ボランティアの負担感の増大等の課題を抱え、現状では新たな取り組みは厳しい状況である。次年度のイベントについて、今後ボランティアセンター運営委員会等で協力ボランティア等の意見を取り入れながら、ボランティア集会や福祉感謝祭等の福祉イベントの進め方と併せて検討をする。

また同じ生活課題解決のための「テーマ別地域活動」の誕生を応援し、活動主体間のネットワークづくりを構築する。また当事者グループ支援は課題の社会化や連携支援に取り組む。

二次評価において拡充または方向転換が検討された事項

-1.3 福祉活動基金の運用（要見直し）

- ・社会情勢等をふまえ、基金を現行規模で維持し続けること自体を検討する時期にある。
- ・助成事業のあり方についても、福祉活動基金管理運営委員会で新しい方針を検討し、後期に次年度運用基準案を作成
- ・現行の設置要項の内容を改め、「基金設置規程」とする作業を活動計画期間に実施。

-1.5 ふれ愛フェスティバルの開催（要見直し）

- ・20年の経過を経て協力ボランティアの負担が年々増しており、また8月開催は暑さ対策や他のイベント等の調整が困難となっている。
- ・時代に合わせた福祉イベントのあり方を、ボランティアセンター運営委員会等で協議し、新規ボランティア育成にむけての取り組みについて検討する。

-1.7 福祉専門講座、ボランティア養成講座の開催（着実実施）

- ・新規ボランティアの発掘を目的として「ボランティア＝難しい事、特別なことをする人」のイメージチェンジをはかるために後期に検討・企画し、次年度に新規人材の発掘を目的に年間通じた講座開催を実施する

-2.1 わくわくサロンの積極的展開（積極的実施）

- ・前期に2地区が新設。後期はモデル地域設定や目的別サロンの設置支援準備を進める。
- ・サロン代表者からの相談や情報交換会、視察研修等の要望について側面的支援を継続。

-2.2 福祉教育出前講座の支援（積極的実施）

- ・講座の手引きやオーダーシートを後期にかけ作成し、現行の画一的な体験プログラムを見直し、年齢層等に応じた柔軟なプログラムを提示できる体制を整備。
- ・地域に根差したサポーター確保のため、新たなサポーターを育成する。

専門職集団としての事務局強化

主たる担当部署：総務グループ

上記、を有効に機能させ、具体的な事業戦略を打ち出していけるよう、事務局職員の知識・技術・意識の向上を大目標に掲げ、その展開を図るとともに、そのための事務局基盤の整備、かつ社会福祉法人としての適正な意志決定、財務・予算執行、法令遵守に努めてきた。

職員の専門職種化に関しては、事務局職員の国家資格取得者は僅かずつ増え、新たにチャレンジしようとする職員も現れている。全職員の資格取得促進は今後も継続するとともに、各職員が身に付けた専門性を、どう実践力に反映させていくかがこれからの課題となってくる。

そのためには、職員個人のさらなる努力を望む一方で、ソーシャルワーカーがその力を発揮しやすい組織のあり方、特に、中立公正な組織機構を構築することが重要になるが、契約型サービス部門と相談支援部門の分離（業務分担の明確化）など、最低限の事務局体制再編については今年度整理をはかったところであり、今後は職員力も含めた「まちづくりグループ」の事業展開レベルの向上度合いに応じて、よりその機能を発揮できる体制に整え、精鋭組織の実現を目指す。

社協基盤整備のもう一つの大きな柱である「財源」は、その根本的なあり方を整理し直す時期に来ており、検討すべき課題が山積している。

社協が実施すべき事業とその財源は、特にここ10年で大きく変容（自主事業 受託事業）している。将来の事業展開を見据えたとき、その実現を裏付ける財源構成が現行のままでよいのか、特に自主財源はどの程度の規模を確保すべきなのか、確保すべき金額と現行の確保策の整合性を丁寧に検証する必要がある。

二次評価において拡充または方向転換が検討された事項

-4.2 情報公開の充実（積極的推進）

- ・社協ニュース紙面の増大化（紙面拡大あるいは発行回数増）
- ・ホームページの構成を「見やすい」「情報にたどり着きやすい」レイアウトへ変更。
- ・社協パンフレットの配布について、行政区回覧以外の手法（新聞折込等）を検討。

-5.4 会員会費制の充実（積極的推進）

- ・さらなる会員数の増加をめざし、幅広い加入スタイルを提案できるよう検討
- ・企業、事業所等が加入を検討しやすい会員加入プランについて検討

<別紙1> 神栖市社会福祉協議会 事業評価検討項目進行管理表(計画実施1年次)

基本項目	重点項目	分類	事業名	事業開始年月日	平成22年度		22年10月時点(第1次グループ内評価結果)					2次評価結果		計画進行管理委員会での協議結果をふまえての補足		
					方針	第3次地域福祉活動計画と21年度評価をふまえた具体的方向	事業担当	達成度	必要性	効率性	広報実施	総合評価	検討内容・評価結果		次年度方針	
			総合相談機能の発揮	S61.06.04		法的整備により専門化する相談窓口や支援機関・サービス事業所についての情報を集約し、わかりやすく市民を導く「案内役」として新制度、相談窓口を紹介する。相談者が福祉専門機関とつながりやすい関係構築を図る。	まち(地)	目標通り	不変	問題なし	十分	着実実施	・福祉に関する相談の細分化・専門化により、各相談機関の役割や対象範囲などを把握する上で、相談機関間によるネットワークを構築し、それぞれの守備範囲などを明確にしたチャートを作成する。 ・相談者、サービス利用者、相談機関からの情報など、収集した情報を一元的に把握できる既存のPCデータ管理を図る。	着実実施		
総合相談機能の構築	1	相談機関ネットワーク	1.相談機関間ネットワークの構築	H22.04.01		様々な領域別、分野別の相談窓口やサービス提供事業所の情報を把握し、それらの機関との関係を構築することで、相談者に正確な情報提供と相談機関につながってからの適切な受入対応を促す。	まち(地)	目標通り	不変	問題なし	必要なし	着実実施	・社会資源が少なく法整備の不十分な福祉課題の分野の相談機関同士が各機関の役割を理解し、つながりあって当事者支援をはかる。 ・精神保健分野のネットワークは構築されつつあり、現在は発達障害児支援の連絡会を準備、後期中に生活相談を実施する機関間のネットワーク会議の開催を準備する。	着実実施		
			-1.1	相談機関間ネットワーク会議	H22.04.01		重要な社会資源としての様々な各種相談窓口の対象範囲や役割をお互いに理解・確認しあえるネットワーク会議を定期開催し、それぞれに寄せられる相談内容分析に基づくニーズ把握を行う。	まち(地)	目標通り	不変	問題なし	必要なし	着実実施	・発達障害児支援の連絡会の発足に向けた準備中。 ・相談件数が増加している生活相談に関わる相談機関間でのネットワーク構築の必要性を感じており、後期で関係相談機関と調整をはかりながら生活相談に関するネットワーク会議の発足に向けた準備を進める。	着実実施	
			-1.2	(新)各種対人援助機関の広報支援	H22.04.01		地域福祉に関わる各種相談・サービス提供機関の紹介システムを創設し、住民により身近なところで相談・サービス利用できる環境を確保する。	まち(地)	目標通り	不変	問題なし	不十分	着実実施	・前期は広報媒体を使った専門相談機関等を紹介できていない。情報収集してきたひきこもり、高次脳機能障害、知的障害児家族等の当事者(支援)グループの情報を後期にホームページで紹介していく。 ・専門機関間ネットワーク会議により、各相談機関の役割や範囲がわかるチャートを作成し、各機関が活用できる準備をする。	着実実施	
			-1.3	地域生活支援センター	H19.04.01	着実実施	・障害者自立支援認定調査から生活相談への対応、支援計画の策定等を通じて、障害者のための地域包括支援センター的機能を発揮する。 ・相談及び支援の実績を紙ファイルからPCでのデータ管理に移行し、データベース化をはかる。	まち(地)	目標通り	不変	問題なし	十分	着実実施	・PCデータや相談カード、訪問記録といった相談者、利用者の情報を一元化できておらず、点在する情報を共有のひとつのファイルに集約して、その効率性をはかる。 ・相談対応状況は昨年度並みで落ち着いている。障害者相談支援専門員研修を1名受講。障害程度区分認定調査員研修を1名受講。	着実実施	
			-1.4	精神保健相談	H19.04.01	着実実施	精神障害を抱える方や家族のための相談を精神保健福祉士・作業療法士が総合相談機能の中で受ける。	まち(地)	目標通り	不変	問題なし	十分	着実実施	・神栖本所では精神保健福祉士による相談対応を主とし、必要に応じて作業療法士と対応する形態を継続、波崎支所では作業療法士による対応を主としており、精神保健福祉士の配置による相談体制をとっていきたい。 ・相談件数は昨年並みに多く、生活相談に次ぐ件数がある。	着実実施	社協で相談を受けてもらえるという敷居の低さと専門職が相談に応じてくれるという安心感が相談件数増に繋がっている。
			-1.5	発達障害療育者への訪問相談	H20.04.01	着実実施	・発達障害児を支援する保育士や幼稚園教諭が抱える不安や悩み、集団場面でのかわり方について、専門の相談員が保育園・幼稚園等に出向き、療育についてアドバイスする。 ・新規相談受入に向けた広報を積極的に行う。	まち(地)	目標通り	不変	問題なし	十分	着実実施	・教育委員会主催の幼・保会議にて事業説明実施。 ・前期は全て初回利用の4園で実施。まだ対象数に対して相談件数は少ないと感じており、次年度はモデル園を設定して、一定期間の関わりの中で訪問相談の活用場面や対象としている児童の変化をわかりやすく見せるなど、利用啓発の手法を検討する。	着実実施	
			-1.6	ことばと発達の相談室	H01.10.01	着実実施	・ことばや発達に不安を抱える児童と家族を対象に、言語聴覚士による専門相談を月4回実施する。 ・利用者へのアンケート結果にもとづき、利用の幅を広げる検討を実施。	まち(地)	目標通り	増大	問題なし	十分	着実実施	・神栖地区は前期に新規利用者が6名増え、今後も増加傾向。そのため月に10の相談枠はほぼ一杯の状況で、利用者は月1回の利用が限度。空きのある波崎の午前枠の活用も必要な状況。現状の相談頻度で利用者・家族が満足しているのか、アンケートで意向を確認すると共に、多くの相談を受けられる体制づくりを後期に検討する。	着実実施	柔軟な開設方法を検討するとともに、市が実施する「おはなしひろば」との情報共有を強化。
			-1.7	高齢者相談センター	H19.04.01	着実実施	・所定の区域で虚弱高齢者や特定高齢者等の生活相談に応じ、訪問等により安否確認を実施。 ・名簿の整理を行い、介護保険未申請で事業に参加のない後期高齢者のひとり暮らしの方から訪問実態把握を進める。	まち(地)	目標通り	不変	問題なし	十分	着実実施	受託4年目となる。今年度担当圏域の変更があったため名簿の整理を行いながら新たな実態把握を行う。予防事業や社協事業(サロン・会食・遠足)等を通してセンターの周知を図りながら、高齢者や地域の方の身近な相談窓口となるよう努めていく。	着実実施	
			-1.8	成年後見制度利用支援相談	H17.04.01	着実実施	・成年後見制度の内容や活用方法、申し立てに関する相談支援を総合相談機能の中で発揮する。 ・制度の認知はまだ低く、市民からより施設や福祉相談機関からの相談がほとんどの状況。より市民に成年後見制度を知ってもらう広報が必要。	まち(地)	目標通り	不変	問題なし	不十分	着実実施	・行政やケアマネ機関からの相談を中心に、成年後見制度申立の相談支援を実施。市民向けに毎月社協ニュースに相談室の記事は掲載しているが、相談は増えていない。金融機関では判断能力が不十分な預金者には制度利用を促しており、相談につながりやすいことから、金融機関向けに相談室の啓発チラシの配布を後期に実施する。	着実実施	
			2	共に学びあえる機会の拡大と連携の強化	H22.04.01		専門分化した相談機関が複雑化・多様化した生活課題を多元的に捉え、専門機関同士がそれぞれの特徴や限界を相互に理解できる機会を拡大、強化する。	まち(地)	目標以下	不変	問題なし	不十分	着実実施	・地域ネットワーク勉強会を、県や市を超えた情報交換の場として、関係機関間の相互理解の場として活用すると共に、新たな課題の発見、ニーズを図る場として活用する。 ・講師の人材バンクシステムは分野を絞って順次、情報を公開できるように後期の間に過去の発達・精神分野の講師をあたる。	着実実施	
の拡大と連携の強化	2	共に学びあえる機会の拡大と連携の強化	-2.1	地域ネットワーク勉強会	H09.11.01	着実実施	地域ネットワーク勉強会の開催により、広く市民・相談機関・事業所・行政等に新たな社会資源や既存の支援機関の活動内容を紹介する。	まち(地)	目標通り	不変	問題なし	十分	着実実施	・毎月1回の開催を継続。社協ニュース、ホームページ、東総福祉メーリングリストへの投稿を活用した広報を継続。 ・勉強会の参加人数は市民のニーズを計る物さしになる。当事者支援を前提としたテーマを設定し、その福祉課題にどれだけのニーズがあるのかを図れる機会として勉強会を活用していく。	着実実施	
			-2.2	(新)講師の人材バンクシステムの構築	H22.04.01		100名を超える地域ネットワーク勉強会講師経験者に協力を依頼し、関係機関による勉強会・研修会へ派遣できる講師人材バンクシステムの創設を目指す。	まち(地)	目標以下	不変	問題なし	不十分	着実実施	・後期からは講師依頼の際に今後、講師依頼があった時にどういう形態だと依頼を受けてもらえるかアンケートを取っていく。 ・次年度からは発達障害、精神保健に関する人材バンクシステムが機能できるように後期の間に過去の講師にあたって準備を進める。	着実実施	

<別紙1> 神栖市社会福祉協議会 事業評価検討項目進行管理表(計画実施1年次)

基本項目	重点項目	分類	事業名	事業開始年月日	平成22年度		22年10月時点(第1次グループ内評価結果)					2次評価結果		計画進行管理委員会での協議結果をふまえての補足	
					方針	第3次地域福祉活動計画と21年度評価をふまえた具体的方向	事業担当	達成度	必要性	効率性	広報実施	総合評価	検討内容・評価結果		次年度方針
各機関の相互理解促進	3	カンファレンスを通じた	3.カンファレンスを通じた各機関の設置目的や特徴、限界の相互理解促進	H22.04.01		精神・知的障害者の両地域生活ネットワーク会議を定期開催し関係支援機関間の連携を更に強化する。特に精神障害者については、退院前カンファレンスを関係者が各病院に集まるスタイルで開催。	まち(地)	目標通り	不変	問題なし	十分	着実実施	・定期的、適時にカンファレンスをはかれる関係を構築できてきている。 ・専門機関間ネットワーク会議と併せて福祉課題を抱える当事者・家族支援の根幹となる取り組みとして実施していく。	着実実施	
			-3.1 在宅ケアチームの組織化	S61.06.04	着実実施	地域生活に支援の必要な方を中心とする個別援助チームを組織化する。	まち(地)	目標通り	不変	問題なし	必要なし	着実実施	・必要に応じた緊急のカンファレンスの開催も、特に医療機関との担当者間での連絡調整がスムーズになっており、各機関との連携もはかれている。 ・今後も必要に応じ、タイムリーな会議開催を継続していく。	着実実施	
			-3.2 専門ケアチーム会議	H06.04.01	着実実施	社会資源の少ない精神・知的障害者支援に関係する保健・医療・福祉・教育等の専門機関間ネットワークを月1回以上の定期カンファレンスを通じて強化する。	まち(地)	目標通り	不変	問題なし	十分	着実実施	・定期的なケースカンファレンスを通して関係機関との連携を強化、各機関の役割を再確認していく。ソーシャルアクションを図れる機会として継続開催していく。	着実実施	
			-3.3 提言機能の強化	H22.04.01		実務者レベルでは解決困難な政策レベルの課題を明らかにし、高齢者問題は地域包括支援センター運営協議会へ、障害者問題は自立支援協議会へそれぞれ適切に提言していくくみを定着化させる。	まち(地)	目標通り	不変	問題なし	必要なし	着実実施	・専門ケアチーム会議でも解決できない、政策レベルでの福祉課題が明らかになった時に上程できるよう、会議に障がい福祉課、包括支援センター職員の出席を必須としている。 ・後期は前期実施されていない障害者の自立支援協議会の動きを促すケース検討の機会を作っていく。	着実実施	
必要とされる社会福祉分野別の生活支援システムづくり			H22.04.01		各福祉分野の実状をアセスメントし、課題が社会化されていないために「このまちに暮らして良かった」という思いに遠く距離のある人々への関わりにポイントを絞り、その優先的展開に軸足をのいた活動を進める。	まち(地)	目標通り	不変	問題なし	不十分	着実実施	・精神・発達・知的障害児者の支援と権利擁護の分野は特に専門的な福祉分野となっており、この分野での相談機関間のネットワークを構築する。そしてそのネットワークからこぼれ落ちる福祉課題を解消するために機関間による会議からの自立支援協議会への提言までをシステムとして課題解決機能を高める。	着実実施		
1	精神障害者の地域生活支援の充実	1	1.精神障害者の地域生活支援の充実	H22.04.01		取り組みの具体的内容を近隣医療機関へ定期的に訪問し情報提供する。退院前情報の共有・退院後支援の連携活動を定着化させる。	まち(地)	目標通り	不変	問題なし	十分	着実実施	・精神保健福祉士の配置、相談窓口の開設、デイケアの実施、アウトリーチによる問題の早期発見、家族会支援と包括的な支援体制を整備できてきた。今だに社会資源は少ない状況ではあるが、地域での包括的な支援を知ってもらう取り組みとして医療機関に見える形でのケア会議や広報活動の充実を継続していく。	着実実施	
			-1.1 (新)医療機関への広報活動強化	H22.04.01		従来の相談、デイケア機能を更に有効利用してもらうため、医療機関への広報活動を強化する。	まち(地)	目標通り	不変	問題なし	不十分	着実実施	・医療機関でのケア会議開催時に、医師をはじめとした病院スタッフに社協事業を紹介できている。 ・医療機関、相談機関、行政、社協等のそれぞれの役割や守備範囲をチャートにして、それぞれの機関に配布する。	着実実施	
			-1.2 (新)医療機関でのケアカンファレンス開催	H22.04.01		地域生活サポートに向けたケアカンファレンスは可能な限り病院の開催し、地域側の支援者や専門職が赴くスタイルとしていく。できるだけ医師が参加してくれる環境をつくり、その定着化を図る。	まち(地)	目標通り	不変	問題なし	必要なし	着実実施	・退院前後のケア会議の必要性が浸透してきて、医療機関でのケア会議開催頻度が増えている。院外のことが見えにくい医師を含めた病院スタッフに、地域生活支援でできる守備範囲を伝えることができ始め、医療と地域支援の連携による支援体制になってきている。	着実実施	
			-1.3 精神保健福祉士の派遣	H21.04.01	着実実施	精神保健分野のソーシャルワーカーとして精神保健福祉法に基づいた施策の手続きを実施し、退院時の地域生活支援や在宅の精神障害者支援者間のネットワークを作る。	まち(地)	目標通り	不変	問題なし	必要なし	着実実施	・社協の精神保健福祉士は、正職員の資格取得により5名に増員。今後も継続して障がい福祉課が、行政機関として果たすべき役割を發揮するために社協が職員派遣という形で貢献していく。 ・市障がい福祉課としての役割と、社協の相談支援事業所としての役割のつなぎ役として障害者相談支援の要となっている。	着実実施	
			-1.4 精神保健デイケア(神栖地区)	H17.04.01	着実実施	・精神障害者の社会参加への足がかりの重要事業として、作業療法士との協働により週2回開催。 ・新規利用者の受け入れや事業の振り返り等、スタッフ間で定期的に情報を共有する時間をつくり、支援体制を高めていく。	まち(地)	目標通り	不変	問題なし	必要なし	着実実施	・前期、スタッフミーティングを1回開催。後期はミーティングを定期的に開催する。 ・後期にかけ、現在のデイケア事業実施要項を安全且つ安定したサービス提供を目指し、関係機関と見直しを図る。	着実実施	
			-1.5 精神保健デイケア(波崎地区)	H18.04.01	着実実施	・精神障害者の社会参加への足がかりの重要事業として、作業療法士との協働により週2回開催。 ・新規利用者の受け入れや事業の振り返り等、スタッフ間で定期的に情報を共有する時間をつくり、支援体制を高めていく。	まち(地)	目標通り	不変	問題なし	十分	着実実施	・精神障害を抱える方が地域で社会参加できる場として、安心してグループ活動に取り組みめるような環境を整備していく必要がある。そのためには実施要項の見直しも含め、職員間の情報の共有や関係機関との連携を強化することが重要。	着実実施	
2.知的障害児者・発達障害児支援の充実					波崎地域から養護学校に通う児童の放課後支援を行政サービスを受託するスタイルで22年度より本会が運営していく。発達障害児の支援については、引き続き援助者向けに事例検討会やケース情報交換会といったネットワークづくりを応援す	まち(地)	目標通り	増大	問題なし	不十分	着実実施	・知的障害領域では特別支援学校主催の連絡会を活用し、各関係機関との連携を強化する。また保護者から上がるニーズの把握に努め、ボランティアや理解者とのつなぎ作りを支援する。 ・発達障害領域は社会資源が少なく、相談機関間の連絡会の発足、発達障害療育者や発達障害者支援センターとの連携を強化する。	着実実施		
2	知的障	-2.1	(新)養護学校児童・生徒の放課後支援事業	H22.04.01		・養護学校に通う知的障害児の放課後支援は、神栖地域ではNPOが実施しているが、波崎地域には存在しない。この不公平さを解消する新たな事業所も見つからない状況であるため、行政サービスの受託というスタイルで実施していく。	まち(地)	目標通り	不変	問題あり	十分	着実実施	・安全配慮義務を果たすことはもちろん、支援員の研修の機会を確保し知識や技術の向上に努めながら、サービスの質を維持しつつ事業を展開していかなければならない。また学校や家庭との連絡を密に出来るような体制を整えていく必要がある。	着実実施	

<別紙1> 神栖市社会福祉協議会 事業評価検討項目進行管理表(計画実施1年次)

基本項目	重点項目	分類	事業名	事業開始年月日	平成22年度		22年10月時点(第1次グループ内評価結果)					2次評価結果		計画進行管理委員会での協議結果をふまえての補足	
					方針	第3次地域福祉活動計画と21年度評価をふまえた具体的方向	事業担当	達成度	必要性	効率性	広報実施	総合評価	検討内容・評価結果		次年度方針
必要とされる社会福祉分野別の生活支援	害児者・発達障害児支援の充実	-2.2	(新)知的障害者の余暇活動を支援するボランティアの発掘・育成・ネットワーク化	H22.04.01		・知的障害者の余暇活動を支援するボランティアの発掘・育成・ネットワーク化を進め、映画会や小遠足・ハイキング等の行事開催から知的障害者理解を進める。	まち(地)	目標通り	増大	問題なし	不十分	着実実施	・PTA支部活動の現状を把握し、関係強化に努める。 ・登録ボランティアのネットワーク化を図り、支援の協力体制を確保する。また遠足やレクリエーションなどの事業を通して地域の知的障害者との交流や理解を深める機会を増やしていく。	着実実施	
		-2.3	発達障害療育者研修終了者対象の研修会・事例検討会	H22.04.01	積極的実施	療育者研修終了者を対象とした研修会・事例検討会を定期開催し、保育園、幼稚園、児童館、教育委員会等とのネットワーク化・連携の充実を図る。また教育委員会との協働により新たな展開を模索する。	まち(地)	目標通り	不変	問題なし	必要なし	着実実施	・10月中に修了生対象の研修内容におけるニーズ調査を実施。調査結果を受けて、12月に第1回目の研修を開催する。 ・市内関係機関との連絡会を10月29日に開催。連絡会の構成メンバーに研修会の協力を積極的に呼びかける。	着実実施	
		-2.4	(新)成人期発達障害者の支援に向けた調査・研究	H22.04.01		・新たな取り組みとして、成人期発達障害者の支援に向けた調査・研究に着手する。	まち(地)	目標通り	不変	問題なし	不十分	着実実施	・後期は成人期発達障害についての講演等の企画により、ニーズの把握に努める取り組みを実施する。 ・リファーできる支援機関も少ないことから、発達障害者支援センターや就業・生活支援センターと連携しながら模索する。	着実実施	
	3.権利擁護関係活動の充実			H22.04.01		民生委員・児童委員や地域福祉推進員、介護保険関係事業者、障害者支援関係事業者などの支援者向けの各種社会サービス理解講座、勉強会等を企画し、対人援助機関のトータルな権利擁護意識の向上を目指す。	まち(地)	目標通り	不変	問題なし	不十分	着実実施	・日常生活自立支援事業及び成年後見制度について、勉強会の企画や民協定例会やケアマネ定例会等に参画し、対人援助関係機関への制度理解と合わせて、利用者の権利を守る取り組みとしていく。	着実実施	
	3.権利擁護関係活動の充実	-3.1	日常生活自立支援事業	H13.04.01	着実実施	訪問型福祉サービス事業所向けの成年後見制度・日常生活自立支援事業活用講座を開催し、正しい事業理解を進め、サービス提供者が初期段階でニーズ把握・スクリーニングできる応援を行う。	まち(地)	目標通り	不変	改善された	不十分	着実実施	・今年度より基幹社協として鹿行5市から神栖市内だけに契約を変更したことで、鹿行50ケースの対応から市内4ケースにまで減少。市内の利用者だけを対象とする形となり、効率が改善された。 ・死亡・解約により利用者が減少傾向。包括支援センターとの連携、ケアマネ等事業所、民生委員等への支援者への啓発が急務。	着実実施	
		-3.2	民生委員児童委員向けの情報提供機会や研修会	S61.06.04	着実実施	民生委員児童委員向けの情報提供機会や研修会を定期実施し、ニーズの早期発見機能及び本会や地域包括支援センターへの早期伝達機能を強化し、必要とされる人への早期介入を進める。	まち(地)	目標通り	不変	問題なし	必要なし	着実実施	・民協定例会での社協事業説明、精神障害者支援事業説明と、地域ネットワーク勉強会への参加の呼びかけを実施。 ・11月の民生委員改選後にも積極的に情報提供機会を持つ。	着実実施	
		-3.3	地域包括支援センターとの連携	H18.04.01	着実実施	市地域包括支援センターと、日常生活自立支援事業や成年後見制度活用相談等を通じた連携を更に強化する。	まち(地)	目標通り	増大	問題なし	必要なし	着実実施	・地域包括支援センターからの成年後見制度と日常生活自立支援事業の情報提供の機会が増え、カンファレンスを通して包括支援センターとケースにあたる機会が増えている。 ・今後も後見候補人を擁すシンクタンクの役割を継続する。	着実実施	
	4.生活福祉分野別の生活支援	-4.1	生活福祉資金貸付事業の適正運営	S61.06.04	着実実施	増加傾向にある生活福祉相談に対し、適切な対応に努める。	まち(地)	目標通り	不変	問題あり	必要なし	着実実施	・月末時点で30件の申請(11月末では42件)。前年度(年間28件)より大幅増。総合支援資金については市福祉事務所との連携により貸付申請に至っている。 ・相談増に対応すべく事務局内での相談対応力の強化が必須。チャート、必要書類リストを作成し、局内(総務G)の共通理解を図る。	着実実施	相談件数(4~11月) ・H21 - 90件 ・H22 - 153件
		-4.2	低額診療制度の利用相談援助	S61.06.04	着実実施	増加傾向にある生活福祉相談に対し、適切な対応に努める。	まち(地)	目標通り	不変	問題なし	必要なし	着実実施	・済生会病院、白十字病院の相談室職員との連携が構築できており、相談者の事前情報を相互にやりとりできている。	着実実施	
		-4.3	行路人支援事業の利用相談援助	S61.06.04	着実実施	増加傾向にある生活福祉相談に対し、適切な対応に努める。	まち(地)	目標通り	不変	改善された	必要なし	着実実施	・社会福祉課との打ち合わせにより、行路人に対する休日・夜間対応時において、上限2,000円までの支援とすることで合意形成を図った。	着実実施	
-4.4		緊急生活支援事業の利用相談援助	H12.04.01	着実実施	増加傾向にある生活福祉相談に対し、適切な対応に努める。	まち(地)	目標通り	不変	改善された	必要なし	着実実施	・支援の限界と上限額を明確化し、市福祉事務所との共通理解を図ったことで生活保護相談の入口部分で対象の整理がされ相談、対応件数は減少。 ・また支援の内容が金銭の借用に関わる内容であることから10月以降の支援は起案による事務局長決裁にて実施に至っている。	着実実施	支援件数(4~11月) ・H21 - 142件 ・H22 - 80件	
5.福祉	-5.1	ファミリーサポートセンターの受託運営	H18.04.01	着実実施	新規協会会員講座の開催及びフォローアップ講座を実施し、子育て支援ニーズに応えるためのマンパワーの確保を図る	まち(ポ)	目標通り	不変	問題なし	十分	着実実施	・本年度のサービスニーズは昨年と同程度。6月にサポーター養成講座開催し16名が新規登録し、需要と供給のバランスは保たれている。後期は協会会員のフォローアップ研修や会員間の交流会を開催し、より良いサービスの提供環境を整備する。在宅障害児支援者の育成研修も予定。	着実実施		
	-5.2	介護機器貸出事業の実施	S61.06.04		制度対象外の方へのサービスとしてアセスメントに基づき適切に提供する。	まち(地)	目標通り	不変	問題なし	十分	着実実施	・制度のハザマで一時的に介護機器が必要な状態となった方に対してサービス提供ができています。 ・機器のメンテナンス、在庫管理を定期的に行い適正に管理する。	着実実施		

<別紙1> 神栖市社会福祉協議会 事業評価検討項目進行管理表(計画実施1年次)

基本項目	重点項目	分類	事業名	事業開始年月日	平成22年度		22年10月時点(第1次グループ内評価結果)					2次評価結果		計画進行管理委員会での協議結果をふまえての補足	
					方針	第3次地域福祉活動計画と21年度評価をふまえた具体的方向	事業担当	達成度	必要性	効率性	広報実施	総合評価	検討内容・評価結果		次年度方針
テ ム づ く り	社 サ ー ビ ス	-5.3	緊急訪問入浴サービスの実施	H19.04.01		制度対象外の方へのサービスとしてアセスメントに基づき適切に提供する。	まち(地)	目標以下	減少	問題あり	不十分	停滞	・本年度中は事業を実施できる体制を継続。 ・在宅サービス利用者のニーズが単一の入浴サービスよりも送迎、食事、入浴サービスを受けられるデイサービスの利用に変わってきたことから、本会による訪問入浴事業は本年度末を一定の区切りとして廃止としたい。	廃止・休止	
		-5.4	福祉車両貸出事業の運営	S61.06.04		通院や旅行等に活用できる車椅子乗用車両を最長3日間貸し出す。	まち(地)	目標通り	不変	問題なし	十分	着実実施	・車いすなどで外出が困難な方を対象に車両貸出ができています。 ・貸出車両は1ヶ月毎の車輛点検の他に専門業者への6ヶ月点検を車輛運行票などを利用し適宜行なう。 ・貸出車両を原則禁煙とする。	着実実施	
		-5.5	一人暮らし高齢者交流事業	H07.04.01	着実実施	一人暮らし高齢者の社会参加を促進し、孤独感の解消を図るために、ボランティアの協力を得て、会食や遠足事業を実施	まち(ポ)	目標通り	不変	問題なし	十分	着実実施	・会食サービスは神栖地域は1回の参加数が30名程度で、ほぼ一定の参加者があり、波崎地域は巡回バスが利用できる為、参加者は50名程度で新規も10名増。交通手段が確保できない対象者は地域のサロンへの参加をすすめる。次年度もボランティアや民生委員の協力を得て会食は年4回、遠足事業も年1回継続実施。	着実実施	
6 在 宅 福 祉 サ ー ビ ス		-6.1	居宅介護支援事業所の運営	H12.04.01	着実実施	中立公正なケアマネジメント機関を目指し適正な業務運営に努める。社会資源整備状況から社協が居宅介護支援を行う必要性は低いが、現利用者の利益の確保という点からもミニマムサービスの維持として継続。	在宅福祉	目標通り	不変	問題なし	十分	着実実施	・はさき居宅と4月に統合。 ・加算についての過誤請求があり、請求時の再確認を行っていく。 ・ケアマネジメント業務に伴うデータ入力作業等が後回しになる。利用者の受け入れ調整等を行い、法令遵守に努めていく。	着実実施	
		-6.2	ケアマネジャーの定期的な職場内・外研修の実施	H12.04.01	着実実施	中立公正な模範的マネジメント機関を目指し、定期的な研修・情報交換を実施し一人ひとりのケアマネジメント技術を高める。	在宅福祉	目標通り	不変	問題なし	必要なし	着実実施	・局内打ち合わせを月1回行い、市ケアマネ研修会等の外部研修を適宜受講。 ・定期的な研修・情報交換を実施し一人ひとりのケアマネジメント技術を高めていく。	着実実施	
		-6.3	訪問介護事業所・障害者居宅介護事業所の運営	H11.04.01	着実実施	・介護保険事業の社会資源量にあわせ、市民のミニマムサービスを維持できる最低限の規模で、法を遵守した適正なサービス提供を継続実施する。 ・定期的な研修会を実施し、ケアマネジャーとの連携を図り、サービスの質的向上に努める。	在宅福祉	目標通り	不変	改善された	十分	着実実施	・市内ミニマムサービスとしての事業維持として4月より介護員1名を減員して運営。新規利用は断っている状況。現在の体制が収支バランスからも事業所として運営する最小規模の限界と考える。 ・法令遵守の適正なサービス提供はもとより、質的向上のため定期的な研修会及びカンファレンスを継続実施。	着実実施	
		-6.4	軽度生活援助事業の受託運営(ホームヘルプ)	H12.04.01	着実実施	・軽度生活支援事業は今後も市は継続実施予定であり、社会資源の増加にあわせ、市民のミニマムサービスを確保する規模での運営を図る。	在宅福祉	目標通り	不変	問題なし	十分	着実実施	・利用者の変化は市担当者へ伝え介護保険制度へ繋げるなど、連携をとりながら、市受託事業として実施要項に則りサービス提供を着実に実施。	着実実施	
		-6.5	移動支援事業の受託運営(ホームヘルプ)	H15.04.01	着実実施	・障害福祉サービスの社会資源量の推移にあわせ、市民のミニマムサービスを維持できる最低限の規模で、法を遵守した適正なサービス提供を継続実施する。	在宅福祉	目標通り	不変	問題なし	十分	着実実施	・利用者(利用量)の増減変化がなく、市内ミニマムサービスとしての事業規模で運営。(4月より介護員1名減員体制) ・サービス提供については、訪問介護事業所と同様。	着実実施	
		-6.6	通所介護事業の運営(介護保険制度)	H18.04.01	着実実施	・指定管理事業者として3年間実施(2年目)。安全配慮、善管注意義務を果たす適正な運営。 ・市へ利用状況を細かに報告し、次期指定事業の継続について平成22年度中に方向性を明確にする。	在宅福祉	目標通り	減少	問題なし	十分	着実実施	・安全配慮、善管注意義務を果たす適正な運営に努めている。 ・利用者は定員の半数にとどまり入浴設備の老朽化等の課題もある中、充足しつつある介護事業を行政サービスとして継続実施する行政の意向も覗いながら、年度中に次期指定事業者としての方向性を示す。	着実実施	
		-6.7	地域活動支援センターの運営(障害者自立支援法)	H18.04.01	着実実施	・指定管理事業者として3年間実施(2年目)。安全配慮、善管注意義務を果たす適正な運営。 ・市へ利用状況を細かに報告し、次期指定事業の継続について平成22年度中に方向性を明確にする。	在宅福祉	目標通り	不変	問題なし	十分	着実実施	・医療度の高い利用者の受け入れが市内及び隣市で整わないため、対応可能な範囲で受け入れを実施。看護師の確保に苦慮する場面もあったが適正な運営に努めている。 ・利用率は41%ではあるが、障害者支援事業としての必要性は高く、民間事業所の台頭を見据えた上で、年度中に次期指定事業者としての方向性を示す。	着実実施	
		-6.8	生きがい支援通所事業の受託運営(介護予防・生活支援等事業)	H18.04.01	着実実施	市受託事業として要項に則った適正な事業運営に努める。	在宅福祉	目標通り	不変	問題なし	十分	着実実施	・利用者のADL変化により利用枠が介護保険制度へ切り替わるなどし、利用率は現時点では減少している。市受託事業として実施要項に則りサービス提供を着実に実施。 ・事業継続は通所介護事業の方向性による。	着実実施	
7 協		-6.9	福祉作業所の運営	H18.04.01		・指定管理事業者として21年度より5年間実施。今後も職員の確保、安全配慮義務、善管注意義務を果たす適正な運営に努める。	総務	目標通り	不変	問題なし	十分	着実実施	・神栖市内の、雇用や社会参加が困難な在宅の障害者が通う作業所としての役割を担いながら、指定管理者として安全に配慮したサービス提供が出来た。定例、季節等の各事業は目標通り実施した。 ・平成25年度まで、指定管理事業として継続していく。	着実実施	
		-7.1	共同募金運動への協力	S61.06.04		茨城県共同募金会神栖市支会として実施する共同募金運動を展開する。	総務	目標通り	不変	問題なし	十分	着実実施	・行政区の協力の下実施している戸別募金は、封筒方式(H21~)、振込入金(H22~)など、各世帯や行政区の意向を踏まえ多様なスタイルを選択できるようにしてきた。 ・街頭募金用募金箱設置協力商店等を募ったが、今年も協力を頂くことが出来ず、事務局より商店などへ直接アプローチする。	着実実施	

<別紙1> 神栖市社会福祉協議会 事業評価検討項目進行管理表(計画実施1年次)

基本項目	重点項目	分類	事業名	事業開始年月日	平成22年度		22年10月時点(第1次グループ内評価結果)					2次評価結果		計画進行管理委員会での協議結果をふまえての補足
					方針	第3次地域福祉活動計画と21年度評価をふまえた具体的方向	事業担当	達成度	必要性	効率性	広報実施	総合評価	検討内容・評価結果	
力機関への支援	-7.2	県・県社協・職連協事業等への参加、協力	S61.06.04	着実実施	広域レベルでの福祉増進から参加、協力をを行う。	総務	目標通り	不変	問題なし	必要なし	着実実施	・現在県職連協役員として本会職員2名が参画。今後も引き続き、必要に応じ県社協、職連協の研修・事業に参加・協力をを行う。 ・本会主催の研修等で、広域を対象とすることがふさわしいものについては、県社協等を通じ県全域に周知、参加協力要請を行っていく。	着実実施	
	-7.3	福祉関係団体の自主運営の側面的支援	S61.06.04	着実実施	シニアクラブ連合会、身体障害者福祉協議会、遺族会、母子福祉会の事業運営の側面的支援。	まち(ポ)	目標通り	不変	問題あり	必要なし	要見直し	シニア、身障協は事業が多く、また会員の高齢化も進み事務の側面的支援では運営出来ない現状がある。合併による事業の参加者数の不均衡もあり、各団体が事業の内容や回数等を再検討し、社協は団体長会議での各団体の自立にむけた事務支援体制を確認する。	要見直し	
市民活動・当事者活動の応援			H22.04.01		・市民活動団体、グループ同士が繋がりあえるための連携支援 ・目的別コミュニティづくりの応援 ・当事者グループ活動の支援	まち(ポ)	目標通り	不変	問題あり	十分	着実実施	・既存の市民団体やボランティア団体との連携は、交流サロンを拠点とし「福祉増進」のパートナーとして側面的支援を継続。また同じ生活課題解決のための「テーマ別地域活動」は福祉のネットワークづくりを目差し、当事者グループ支援は課題の社会化や連携支援に取り組む。	着実実施	
1.市民活動団体、グループ同士が繋がりあえるための連携支援			H22.04.01		ボランティアセンターが中心となり、市民活動団体、グループ同士が繋がりあえるための情報提供や活動課題解決やレベルアップのための個別対応や活動団体の交流の場づくり等の側面的支援を行う。また災害ボランティアの育成も着手する。	まち(ポ)	目標通り	不変	問題なし	十分	着実実施	・市民活動やボランティア活動支援として交流サロンの運営、相談、調整機能を発揮し、既存の活動団体間の交流や助成金等による側面的支援を継続実施。また新規ボランティア養成や住民参加型の在宅福祉サービスの運営、災害支援ボランティアセンターの整備を推進する。	着実実施	
市民活動・当事者活動	-1.1	交流サロンの運営、ボランティア相談と支援	S61.06.04		交流サロンはボランティア情報の収集や発信が出来る拠点機能として充実をはかる。またコーディネーターがボランティア相談、斡旋など調整と交流事業を通じて、ボランティアグループや市民団体が連携できる機会を提供する。	まち(ポ)	目標通り	不変	問題なし	十分	着実実施	ボランティア情報の発信は交流サロンの掲示板やホームページ、広報紙「ボランティアインフォメーション」を活用して行っている。新規のボランティア相談と支援は少なく既存のボランティア団体の支援としての情報提供と活動調整を推進する。新規ボランティアの継続支援と次年度発掘のための企画作りを進める。	着実実施	
	-1.2	福祉活動基金の運用	H01.07.22	着実実施	・ボランティア団体やボランティア活動を推進する小中高の学校への助成の申請、決定を行う ・安全、確実、有利な運用を継続し、果実は地域福祉の推進のため有効活用する。	まち(ポ)	目標通り	減少	問題あり	十分	要見直し	・社会情勢、現在及び将来の本会財政規模、金利見直し等をふまえると、果実運用型基金はその効果が減少。助成財源の確保と時代に合わせた助成のあり方を福祉活動基金管理運営委員会で検討する。 ・現行の設置要項を改正し、基金額見直しや取崩条項追加を行った上で「基金設置規程」としてまとめる作業を活動計画期間に実施。	要見直し	
	-1.3	ふれ愛フェスティバルの開催	H03.04.01	着実実施	広く市民に定着した福祉のイベントとして、多くのボランティア活動者と協働し実施	まち(ポ)	目標通り	減少	問題あり	十分	要見直し	・今年で20回を開催し、ボランティアの交流と市民に福祉やボランティアの理解を促めるといふ目的は達成した。参加団体もほぼ固定化しボランティアの負担増がみられ、新規企画の取り組みも厳しい状況。次年度開催について内部検討及びボランティアセンター運営委員会等で今後のイベントのあり方について検討する。	要見直し	毎年開催にこだわらず、事業の目的を再確認し、今後のあり方、目的を継承できる他の手段についてなど、十分な検討が必要。
	-1.4	神栖市社協会長顕彰の実施	H20.04.01		神栖市において社会福祉事業について功労のあった、あるいは社会福祉活動に関し協力の功績顕著な個人またはグループに対して顕彰するとともに、広く周知する。	総務	目標通り	不変	問題なし	十分	着実実施	・各機関と連携しつつ、社会福祉事業の功労者及び社会福祉活動に関しての功績顕著な個人またはグループに対して顕彰していく。 ・昨年度「福祉感謝会」として映画上映と併せ単独開催し好評をいただいた。今後も顕彰はその年度毎に、最も効果的に周知できる形態で実施したいが、社協全体の年間事業調整(数・時期)も必要だ。	着実実施	
	-1.5	福祉専門講座・ボランティア養成講座開催	S61.07.22	着実実施	ボランティア活動の入門講座や活動のスキルアップ講座の開催を通じて、新規ボランティアの育成や学習の機会を提供する	まち(ポ)	目標通り	不変	問題あり	十分	着実実施	・新規ボランティアの発掘と既存のボランティアのスキルアップと新規人材のきっかけ作りとして講座を開催。新規の人材発掘は厳しく「ボランティア=難しい事、特別なことをする人」のイメージチェンジをはかるために後期に検討・企画し、次年度に年間通じた講座の開催を実施予定。	着実実施	
	-1.6	住民参加型在宅福祉サービス「ういるかみす」の運営	H09.04.01	着実実施	住民参加型の在宅サービスの会員養成講座を実施し定例会を実施し、サービスの質の向上を図る。	まち(ポ)	目標通り	不変	問題なし	十分	着実実施	・前期は神栖地区での利用ニーズが増加した為、今年度も10月後半に協力会員養成講座を開催し協力会員増強を図った。12月、2月の協力会員定例会を利用した交流会、フォローアップ研修を行い、引き続きサービスの質の向上を図る。	着実実施	
	-1.7	側面的な応援態勢の整備	H22.04.01		一定の活動経験をもつボランティア団体や市民団体への支援は、グループの課題に応じた個別支援を中心した、活動の充実やレベルアップに向けた側面的支援を行う。	まち(ポ)	目標通り	不変	問題なし	十分	着実実施	・既存のボランティア団体や個人ボランティアへの活動希望に合わせた活動相談や情報提供、市及び県のサークル助成等の継続支援を実施。また新規ボランティア活動支援及び新規グループ立ち上げ支援を充実する。	着実実施	
	-1.8	新しい活動家の開拓	H22.04.01		社会福祉の分野で、今から必要だと思われる活動分野のボランティア養成講座を開催し新規人材を発掘する。また市民が取り組んでみたいボランティアや市民活動分野に柔軟に対応し、ボランティアの裾野を広げてゆく。	まち(ポ)	目標通り	不変	問題なし	十分	積極的実施	・社会全体に景気の低迷により生活にゆとりがなく、ボランティアの新規人材発掘は厳しい状況。60歳代男性や趣味等を生かした活動等、ボランティアを始めるきっかけ作りを後期に企画し、年代別のボランティアパンフレットの作成とホームページの見直しを実施。	積極的実施	
	-1.9	災害時対応を想定したネットワークの構築	H22.04.01	着実実施	災害時対応マニュアルに基づいて、新規に災害ボランティアを育成しつつ、既存のボランティア団体と災害発生時の要支援活動について、課題の共通理解を図り実現可能なネットワークを構築する	まち(ポ)	目標通り	不変	問題なし	十分	着実実施	・災害時対応マニュアルに基づいて後期には災害時の行政と社協の連携体制を確認と毎年1回マニュアルの点検、見直しを実施。マニュアルに基づき防災ボランティア養成と災害ボランティアグループづくり、情報交換や学習会を年1回程度継続実施。次年度より既存のボランティア団体も含めたネットワーク作りを進めてゆく。	着実実施	

<別紙1> 神栖市社会福祉協議会 事業評価検討項目進行管理表(計画実施1年次)

基本項目	重点項目	分類	事業名	事業開始年月日	平成22年度		22年10月時点(第1次グループ内評価結果)					2次評価結果		計画進行管理委員会での協議結果をふまえての補足	
					方針	第3次地域福祉活動計画と21年度評価をふまえた具体的方向	事業担当	達成度	必要性	効率性	広報実施	総合評価	検討内容・評価結果		次年度方針
の 心 援	2.目的別コミュニティづくりの応援			H22.04.01		様々な「テーマ別地域活動主体」の誕生を応援する。また活動主体間のネットワークを構築し、「新たな支え合い」創設をめざす。福祉教育出前講座は小・中学校を中心に、ボランティアの参画のもと、世代を超えた活動主体の醸成をめざす。	まち(地)	目標通り	不変	問題あり	十分	積極的実施	・ボランティアセンターの持つ支援者情報と地域包括支援センターの持つ予防対象者情報をもとに、モデル地域を設定してサロン立ち上げ支援をする。 ・福祉教育は後期に手引きとオーダーシートを作成して効率的な実施を図る。サポーターの養成と情報交換の場を設定する。	積極的実施	
	2	-2.1	わくわくサロンづくりの積極的展開	H08.04.01	着実実施	高齢者サロン、子育てサロンを合わせ、毎年3カ所の増設を目指し、平成26年度には市内24カ所設置を達成する。	まち(地)	目標通り	不変	問題あり	十分	積極的実施	・前期に2地区の新規サロン立ち上げ支援。後期はモデル地域の設定や目的別サロンの立ち上げ支援の準備を進める。 ・サロンボランティアの代表者からの相談や情報交換会、視察研修などの要望について側面的支援を継続していく。	積極的実施	協力者が現れるのを待つのではなく、地域の公民館を会場とした「サロンづくり講座」開催など、積極的に展開する。
		-2.2	福祉教育出前講座の推進	H06.04.01	着実実施	画一的な体験プログラムを廃し、新たなメニューを開発。サポーター養成講座及びフォローアップ研修を定期開催し、新しい体験方針に合わせ、ボランティアの手で展開していきけるシステムを構築する。	まち(地)	目標通り	不変	問題あり	十分	積極的実施	・福祉教育出前講座の手引きやオーダーシートを後期にかけ作成し、現行の画一的な体験プログラムを見直すとともに、年齢層等に応じた柔軟なプログラムを提示できる体制を整備していく。 ・地域に根差したサポーター確保のため、新たなサポーターを育成する。	積極的実施	
	3.当事者グループ活動の支援			H22.04.01		制度のハザマや社会資源の少なさにより、生活課題が解決できず、専門機関による支援も入りにくい分野をターゲットに、課題の発見から当事者の声を取り入れながらの「つながりづくり」、啓発を通じた課題の社会化など、積極的に展開する。	まち(地)	目標通り	不変	問題なし	不十分	着実実施	・既存の福祉課題を抱える当事者グループの支援はこれまで通り継続。 ・新しいつながりづくりに向けた、少数派の福祉課題を抱える当事者の発掘に向けて、その動きをとれておらず、後期には勉強会を通じた呼びかけ、ニーズの把握をしていく。	着実実施	
	3	-3.1	当事者グループの組織化活動支援	H13.04.01	着実実施	高齢者介護者の会・精神障害者家族の集い・発達障害児親の会・高次脳機能障害者家族の会等の活動支援を継続し、更には市内で活動する当事者グループ間のネットワークを構築する。	まち(地)	目標通り	不変	問題なし	十分	着実実施	・当事者グループ間のネットワーク構築までは至れず、各グループの活動支援を継続。 ・発達障害者親の会は今年度から独立した取り組み。高次脳機能障害を考える会、介護者の会、精神保健家族のつどいは継続支援。介護者の会は参加者が微増している。	着実実施	
		-3.2	新しいつながりづくりと課題の社会化、組織の社会化	H22.04.01		自由参加の勉強会などを通じて広く呼びかけ、少数派の生活課題に対して喚起・啓発していく。当事者の組織化は、同じ立場の者が集う機会づくりを積極的に行う。また活動リーダーを育成する。	まちづくり	目標通り	不変	問題なし	不十分	着実実施	・様々な相談の含みでアルコール依存症の家族の相談が増えており、市内の社会資源の調査を進めながら、当事者・家族の生活課題を共有できる機会について勉強会でテーマとして取り上げるなど、そのニーズをはかる取り組みを進めていきたい。	着実実施	
	-3.3	社協以外の支援者の開拓	H22.04.01		精神障害や発達障害に関する市民の理解を増やす取り組みを継続する一方で、当事者グループ活動を応援したい市民を募り、ボランティアとしての組織化を試みる。	まちづくり	目標通り	不変	問題なし	十分	着実実施	・地域ネットワーク勉強会を活用して精神障害・発達障害をテーマとした講演、ビデオ勉強会を継続するなかで、支援者を開拓できる取り組みを模索していく。	着実実施		
専門職集団としての事務局強化			H22.04.01		社協による先駆的取り組みによらなければ新たな社会資源の創設につながらないといった分野へコミットしていくために、福祉専門職で構成された機動力ある、中立性を最重要視する精鋭組織へと変化していく。	総務	目標通り	不変	問題なし	必要なし	着実実施	個々の職員の努力による「精鋭」づくりと併せて、努力した精鋭達はその力量を発揮しやすい事務局体制づくりを、具体的に今年度からの目標として定め、その展開を図ってきたところである。今後5カ年計画のなかで職員レベル、組織レベルの両側面から具体的な充実・強化に努めていく。	着実実施		
1	1.職員意識の向上		H22.04.01		「神栖市民に雇われた福祉専門職」としての自覚と責任感のもと、社協ソーシャルワーカーとして持つべき判断力、想像力、実践力を、職員個人・事務局組織ともに強化していく努力を継続する。	総務	目標以下	不変	問題なし	必要なし	積極的実施	事務局職員の国家資格取得者は僅かずつ増え、どの職員も神栖社協の置かれた現状も認識し、日々職務に専念しているが、専門的知識・技術に裏付けられた新規事業開発や、新しい支援の繋がりづくりといった実践力発揮までは至っておらず、今後の課題である。	積極的実施		
職 員 意 識 の 向 上	-1.1	社会福祉士国家資格取得者の増強	H22.04.01	着実実施	正職員のうち少なくとも15名の取得を、25年度までに達成。現行の「自主研修助成要項」については、25年度をもって廃止し、職員のスキルアップに繋がる新たな研修制度を検討する。	総務	目標以下	増大	問題なし	必要なし	着実実施	・正職員18名中6名が社会福祉士国家試験受験資格を有していない。自主研修助成の終了、給与体系見直しと併せ、未取得者の資格取得を促す。 ・既取得者が専門職としての知識、技術向上に向けた努力を促すための、組織としての支援体制づくりを検討する必要がある。	着実実施		
	-1.2	精神保健福祉士国家資格取得の奨励	H22.04.01	着実実施	26年度までに、10名の有資格者を確保する。	総務	目標通り	増大	問題なし	必要なし	着実実施	・5名が取得。社会福祉士資格を保持した者に対しては、引き続き自主研修助成制度により、資格取得を奨励するしくみをあと数年は継続させたい。	着実実施		
	-1.3	給与体系の見直し	H22.04.01	積極的実施	正職員の昇給・昇格に関する基準について、評価制度導入、現行の昇給基準見直し、非福祉専門職を対象とした新しい給与・昇給制度の導入等、着手できる部分については計画初年度より取り組み、以降段階的に実施する。	総務	目標以下	増大	問題なし	必要なし	着実実施	・正職員については、社会福祉士国家資格の有無に応じた給与、昇給形態のあり方について検討を継続する。 ・常勤職員、非常勤職員については、事業運営に必要な職種・実務経験等を有する者を継続的に雇用していきける処遇体系を維持し、予算の範囲内でその拡充策について検討していく。	着実実施		
	-1.4	神栖市社協職員倫理綱領の作成	H22.04.01	着実実施	事務局内の社会福祉士・精神保健福祉士を中心に、計画初年度(22年度終了まで)に完成させる。	総務	目標以下	不変	問題なし	必要なし	着実実施	・前期末着手。後期、地域福祉活動計画進行管理委員会の進捗状況と併せ、同委員会担当職員を中心としたプロジェクトチームにより倫理綱領を作成する。	着実実施		

<別紙1> 神栖市社会福祉協議会 事業評価検討項目進行管理表（計画実施1年次）

基本項目	重点項目	分類	事業名	事業開始年月日	平成22年度		22年10月時点(第1次グループ内評価結果)					2次評価結果		計画進行管理委員会での協議結果をふまえての補足	
					方針	第3次地域福祉活動計画と21年度評価をふまえた具体的方向	事業担当	達成度	必要性	効率性	広報実施	総合評価	検討内容・評価結果		次年度方針
専門職集団としての事務局強化	2. 組織機構の再編			H22.04.01		福祉専門職（社会福祉士・精神保健福祉士）で構成された機動力ある、中立性を最重要視する精鋭組織へと変化	総務	目標通り	不変	問題なし	必要なし	着実実施	中立的公正な組織機構を構築する上での最低限の事務局体制再編については整理ができた。今後は職員力も含めた「まちづくりグループ」の事業展開レベルの向上度合いに応じて、よりその機能を発揮できる体制に整え、精鋭組織の実現を目指す。	着実実施	
	組織機構の再編	-2.1	事務局体制の再構築	H22.04.01	着実実施	計画推進の要となる「まちづくりグループ」は、相談支援から市民活動の応援までを包括した「市民のための福祉総合相談及び活動支援部門」として一本化するとともに専門職のみで構成し、他の社会資源とその位置づけを明確に区分。	総務	目標以下	不変	問題なし	必要なし	着実実施	・まちづくりグループは専門職配置による特化を図ったが、特に地域ケアセンターは日常の相談対応と既存事業の維持・継続のみにとどまっており、既存事業の点検、改善あるいは新たなニーズへの対応や新規事業開発までは至っておらず、分掌業務量の検証と並行して、担当職員の意識変容が求められる。	着実実施	
		-2.2	サービス提供部門の一元化	H22.04.01		総合相談及び地域生活支援部門の中立性と公平性が保てるよう、法制度に基づく契約型のサービスを提供する部門は明確に分離する。	総務	目標通り	不変	問題なし	必要なし	着実実施	・今年度より組織機構を改編、居宅介護支援事業をまちづくりグループから分離し、在宅福祉サービスグループへ移行した。 ・今後は本会が担うべきサービス量の範囲を見極めながら、その収益の範囲内で、正規職員の配置割合を徐々に削減していくが、すでに事業継続に必要な最低限の職員体制となっている部門もある。	着実実施	
		-2.3	支所機能の整理	H22.04.01		地域事情等により支所で実施することがふさわしいものを除き、直接サービスや事業は全て本所が担っていく体制を整え、支所業務は総合相談及び地域生活支援業務に特化させていく。	総務	目標通り	不変	問題なし	必要なし	着実実施	・はさき居宅介護支援事業所を今年度より神栖本所に統合。今後も事業を精査し、本所との業務バランスをふまえ支所が担うべき業務範囲を明らかにする中で、移行できる機能や業務は本所へ移し、結果として支所全体の業務量が削減された段階で、波崎支所の配置職員数も削減していく。	着実実施	
		-2.4	理事・評議員体制	S61.06.04		・責務の明確化と会議の充実 ・理事・監事・評議員への情報提供の充実	総務	目標通り	不変	問題なし	十分	着実実施	・法人としての協議・意思決定を行う機関としての機能を、今後も維持していく。事業報告や定例会議資料等の他にも、各役員が様々な課題についてその都度適正な判断が出来るよう、必要な情報提供に努める。	着実実施	
	3 委員会活動の充実	-3.1	ボランティアセンター運営委員会	S61.07.22	着実実施	地域のより幅広い立場の団体や地域住民が参画できる立場として、ボランティアセンター運営委員会を年3回実施。	まち(ボ)	目標通り	不変	問題なし	必要なし	着実実施	・ボランティアセンターの運営について、時代に合ったニーズや様々な住民の意見を集約する場として運営委員会を年3回実施し、ボランティア活動支援のための取り組みについて検討する。	着実実施	
		-3.2	福祉活動基金管理運営委員会	H01.03.24	着実実施	福祉活動基金を中立的公正に運営するための福祉活動基金管理委員会を年2回実施	まち(ボ)	目標通り	不変	問題なし	必要なし	着実実施	・福祉活動基金の適正な運用について年2回程度開催し、基金を活用したボランティア団体や福祉協力校事業についての、助成のあり方と助成の審査を行った。後期に福祉活動基金運営要項に基づいて次年度の運用案について検討予定。	着実実施	
		-3.3	生活福祉資金調査委員会	S61.06.04		公益性の高い事業を中立的公正に運営するための委員会として（年2回）開催する。	まち(地)	目標通り	減少	問題なし	必要なし	着実実施	・前期末実施。 ・昨年度の制度の改正により、生活福祉資金貸付の諮問機関としての機能はなくなっており、資金の貸付・償還状況報告や、社協の実施する生活福祉事業の報告の機会として開催する。	着実実施	
		-3.4	地域福祉活動計画進行管理委員会	H22.09.01		活動計画に掲げた実施項目の進捗状況及び達成度合いを評価検討するための委員会を組織し、課題整理を行う。	総務	目標通り	不変	問題なし	必要なし	着実実施	・第3回理事会にて進行管理委員会の設置およびメンバー構成を報告。今年度の事務局内部での事業評価検討を経た上で、会議を招集し、委員会での検討結果は直近の理事会に報告する。	着実実施	
		-3.5	神栖社協地域福祉推進員会議の開催	H18.04.01		社会福祉協議会への理解・協力をいただきながら、各地域における地域福祉推進上の課題について協議する。	総務	目標通り	不変	問題なし	十分	着実実施	・地域福祉推進員としての行政委員と社協との関係は今後も維持継続していくが、行政委員や行政区の負担となる取り組みは出来るだけ軽減する必要がある。推進員会議の開催方式についても、開催数減も含め、負担軽減の方向で実施していく。また会費や共同募金の募集に関しては、多様な協力形態を提案できるよう準備する。	着実実施	
	4 組織管理体制の充実	-4.1	利用者権利保護の確立	H17.08.01		相談・苦情受付担当者、解決責任者、第三者委員を整備し、サービス利用者の権利擁護体制を確立する。	総務	目標通り	不変	問題なし	十分	着実実施	・各事業所に苦情受付担当者・解決担当者を配置。また第三者委員には監事2名が就任しており、組織上の体制を整えている。 ・各事業、サービスの実施の場面でも各職員が福祉専門職として利用者の権利擁護の観点をもって業務にあたることと、事業所としての権利保護・苦情解決体制については適正な周知に努める。	着実実施	
		-4.2	情報公開の充実	H17.08.01	着実実施	地域に開かれた組織として、情報公開や説明責任を果たす。広報紙やHPでは本会事業の紹介やボランティア募集、ボランティア・市民活動団体からの情報配信など、活用される運営を進める。	広報	目標通り	増大	問題あり		積極的実施	・社協ニュースは次年度よりA3両面印刷、毎月1日発行に加え、別途発行する形態（ボランティアインフォメーションの独立等）に移行し、より詳しい事業紹介・報告等を掲載する。 ・HPを「見やすい」「情報にたどり着きやすい」レイアウトへ変更。 ・社協パンフレットの配布を新聞折込方式へ変更。	積極的実施	社協事業だけでなく、当事者組織やボランティア団体等、市民活動の様子を丁寧に伝えられる広報を目指し媒体を工夫する。
		-4.3	個人情報保護の徹底	H17.08.01		・コンピュータ情報システムのセキュリティを強化し、漏洩を防ぎ、安全なデータ管理に努める。 ・事務局職員に対しては、本会規程や関係法令に基づく適正な個人情報管理及び守秘義務を徹底。	総務	目標以下	不変	問題なし	必要なし	着実実施	・端末機については必要十分なセキュリティを施し、ハード面でのデータ管理は概ね達成できている。 ・今後は、職員による印刷物の紛失やデータの外部持出等による個人情報流出の防止等、ソフト面で、職員各自が自覚し行動できるよう周知・徹底が必要である。	着実実施	

<別紙1> 神栖市社会福祉協議会 事業評価検討項目進行管理表（計画実施1年次）

基本項目	重点項目	分類	事業名	事業開始年月日	平成22年度		22年10月時点(第1次グループ内評価結果)					2次評価結果		計画進行管理委員会での協議結果をふまえての補足	
					方針	第3次地域福祉活動計画と21年度評価をふまえた具体的方向	事業担当	達成度	必要性	効率性	広報実施	総合評価	検討内容・評価結果		次年度方針
		-4.4	リスクマネジメントの強化	H17.08.01		手順書等により業務内容を明確にし事故予防に努める。大規模災害発生時の事務局体制及び職員行動マニュアルに基づき、災害時であっても社協の役割を果たす。衛生管理者、契約産業医による職員の健康管理を継続的に実施。	総務	目標通り	不変	問題なし	不十分	着実実施	・各グループにおいて、業務マニュアル等に基づいた適切な対応や行動を継続するとともに、所属職員の理解を深める研修を定期実施していく。 ・職員の健康管理については、産業医と協働し進めていく。	着実実施	
		5.適正な財源措置				組織としてのダウンサイジングを目指す一方で、公費と『住民参加』に支えられた公共性の高い民間福祉団体として、適正な自主財源の規模、公費のあり方を明らかにし、かつその使われ方を明解に開示する。	総務	目標以下	増大	問題あり	十分	積極的実施	社協が実施すべき事業とその財源は、特にここ10年で大きく変容（自主事業 受託事業）した。将来の事業展開を見据えたとき、その実現を裏付ける財源構成を考え、特に自主財源はどの程度の規模を確保すべきなのか、確保すべき金額と現行の会費額（及びその募集スタイル）の整合性など、検討すべき課題が山積している。	積極的実施	
		-5.1	専門職配置を要する市事業の積極的受託	H22.04.01		福祉に関する相談援助を中心とする市の事業へは積極的に関わり、事業受託や市との協働により、市民の福祉ニーズの総合相談窓口機能を強化していくとともに、事業実施の対価としての安定的な財源確保を目指す。	総務	目標通り	不変	問題あり	必要なし	着実実施	市の要請に対し臨機応変に応じられるよう、福祉分野の専門資格保有者を増やす努力は継続。これにより、人件費を含めた事業運営費の大部分を「社会福祉法人運営費助成金」に依存してきたこれまでの財源構成からの脱却を、今後少しずつでも図っていく。	着実実施	
		-5.2	指定管理事業、介護保険事業での独立採算確保	H22.04.01		指定管理事業は安全かつ安定した事業継続を確保しつつ、剰余金は社会福祉事業部門へ繰り入れ、市補助金だけに頼らない活動財源として有効活用。介護保険事業は想定収益にあわせ独立採算運営を基本とする。	総務	目標通り	不変	問題なし	必要なし	着実実施	・指定管理事業の剰余金は適切な法人税申告と併せ、社会福祉事業に繰入れ、自主財源として有効に活用していく。 ・ホームヘルプサービス、居宅介護支援事業は、利用件数減（他の社会資源充実）からかつてほどの収益が出ておらず、実施規模（職員体制・正職員従事割合）とのバランスを見極める必要がある。	着実実施	
		-5.3	社協会費、共同募金配分金の有効活用	H22.04.01		地域住民の福祉向上に向けた様々な事業実施により市内に還元。特に社協にしかできない先駆的事业へ積極的に投入。またその用途は常に明確にし広くPRすることで社協への理解者や協力者を増やし、財源の安定的、継続的な確保を目指す。	総務	目標通り	不変	問題なし	十分	着実実施	・会費や共募配分については、具体的な事業実施の経費に充てるなど、使われ方の見えやすい執行をしてきており、今後も継続する。 ・専門特化した受託事業が増え、その財源も受託金として確保されることで、自主財源で賄う事業は「新たな先駆的取り組み」のために積極的に活用し、そのPRも充実させる。	着実実施	
		-5.4	会員会費制の充実	S61.06.04	積極的実施	行政区の協力を得て戸別加入を促進するとともに、幅広い加入スタイルを提案し、法人会員と合わせ市全域に社協活動への理解と協力を呼びかける。	総務	目標通り	減少	問題あり	不十分	積極的実施	・会員数増加をめざし、加入のご案内と、会費の使われ方に関する広報をさらに充実させる。 ・戸別徴収（一般、特別）、ダイレクトメール（法人）以外に、幅広い加入スタイル、加入しやすい形態が提案できるよう検討する。	積極的実施	
		-5.5	民間財源の有効活用	S61.06.04		事業実施費用については民間財源を積極的に投入し、住民にとって「使われ方」の見える活用を目指す。	総務	目標通り	不変	改善された	十分	着実実施	・事業継続実施のための資金については積立金として確保していたが、今年度「財政調整積立金設置規程」新規制定のもと、保有すべき金額の最適化をはかった。財源の活用については、本会の財産規模と併せて、第三者からみても健全な運営に努めていく。	着実実施	
		-5.6	善意銀行の運営	S61.06.04	着実実施	寄付された金銭・物品がどのような形で地域福祉の向上に役立てられているのかを、社協ニュースやホームページで紹介し、本市の寄付文化の定着を目指す。	まち(ポ)	目標通り	不変	問題なし	十分	着実実施	・4月のプルタブ受付終了に伴い預託量が增大したが、事前PRによりスムーズに対応ができた。今後も社協ニュースやホームページ等で金品の寄付のPRと適正な払い出しを行う。 ・一般寄付金はこれまで全額を福祉活動基金の原資としてきたが、今後は直接当年度の助成財源として活用できるよう転換を図る。	着実実施	